

## 職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地				
日本福祉教育専門学校	昭和61年4月1日	久門 道利	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場二丁目16番3号 (電話) 03-3205-1611				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人敬心学園	昭和61年3月31日	小林 光俊	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場一丁目32番15 (電話) 03-3207-5311				
目的	本学科は社会福祉主事を養成するにあたり、厚生労働省の指針に基づき教育課程を編成している。卒業後、福祉現場で専門職として活躍するためには単に専門性の高い知識や技術の習得だけではなく、業界が求める専門性や人材ニーズに応えるための教育の実践が必要である。そこで、教育理念の「修学実践」に基づき、実践力を高める教育として現場実習に重点を置き、時代の変化に即し高度の専門能力を備えた人材を育成する。						
分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
教育・社会福祉	福祉教育専門課程	社会福祉学科 (手話通訳コース)	平成7年文部科学大臣告示第7号	—			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	1815	900	690	225		
単位時間							
生徒総定員	生徒実員	専任教員数	兼任教員数	総教員数			
70人	21人	5人	24人	29人			
学期制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■前期: 4月1日～9月30日</li> <li>■後期: 10月1日～3月31日</li> </ul>	成績評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>■成績表: 有</li> <li>■成績評価の基準・方法</li> <li>S(90～100)、A(80～89)、B(70～79)、C(60～69)、D(0～59)</li> <li>S / A / B / C …合格</li> <li>D…不合格</li> </ul>				
長期休み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学年始め: 4月1日</li> <li>■夏季: 8月6日～9月24日</li> <li>■冬季: 12月24日～1月6日</li> <li>■学年末: 2月6日～3月31日</li> </ul>	卒業・進級条件	学則で定められた必修科目を履修しかつ所定の時間数を履修すること。				
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>■クラス担任制: 有</li> <li>■長期欠席者への指導等の対応</li> </ul> 担任から学生本人に連絡ならびに保護者への連絡を行う。	課外活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■課外活動の種類</li> <li>ボランティア</li> <li>■サークル活動: 有</li> </ul>				
就職等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■主な就職先、業界等</li> <li>敬仁会 特別養護老人ホーム</li> <li>ル・ソラリオン葛飾、あすはの会</li> <li>障害者支援施設 福生学園 他</li> <li>■就職率<sup>※1</sup>: 100%</li> <li>■卒業者に占める就職者の割合<sup>※2</sup>: 50%</li> <li>■その他</li> </ul>	主な資格・検定等	社会福祉主事任用資格 全国手話検定 日本語検定 介護職員初任者研修				
(平成 26 年度卒業者に関する平成27年7月31日 時点の情報)							

中途退学 の現状	<b>■中途退学者</b> 5名 平成26年4月1日 在学者            15名 (平成26年4月1日 入学者を含む) 平成27年3月31日 在学者            10名 (平成27年3月31日 卒業者を含む)	<b>■中退率</b> 14.3%
	<b>■中途退学の主な理由</b>  ①経済的理由 ②体調不良	
	<b>■中退防止のための取組</b> ①本校独自の奨学金制度や特待生制度を設け、経済的理由から生じる中退の防止に努めている。 ②中途退学の理由を全教職員で情報共有し、中途退学に繋がるような前兆を事前に察知する。経済的理由であれば経理課・奨学金担当、体調不良であれば学生相談室が早急に対応	
ホームページ	URL: <a href="http://www.nippku.ac.jp/">http://www.nippku.ac.jp/</a>	

※1「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」の定義による。

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものとす。

②「就職率」における「就職者」とは、正規の職員(1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいう。

③「就職率」における「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まない。

(「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等としている。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除いている。)

※2「学校基本調査」の定義による。

全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいう。

「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしない(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う。)

## 1. 教育課程の編成

(教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針)

本校の教育の基本は、常に臨床家として真摯に利用者やその関係者に向かい合うことができる人材育成にある。本校は社会福祉主事を養成するにあたり、厚生労働省で定められた教育課程を編成して授業を行っている。さらに、専門職はある一定の知識と技術の体系を保有・維持しなければ活動することができないという方針のもと、国の福祉政策の方向性、業界における人材の専門性に関する動向、新たに必要となるスキル等、企業等の要請等を十分に活用するために、本校が企業等と連携して、国家資格を取得するだけでなく実践的かつ専門的な教育課程を組織的に構築する。

(教育課程編成委員会等の全委員の名簿)

平成27年9月1日現在

名 前	所 属
金川 宗正	社会福祉法人敬心福祉会 池袋敬心苑 施設長
肥後 義道	株式会社 東日本福祉経営サービス
松山 慎司	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 専門員
渡邊 大樹	社会医療法人社団正志会 南町田病院 専門職員
小内 仁子	東京都言語聴覚士会 学術局部員
渡辺 祐介	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
山田 幸一	日本福祉教育専門学校 副校長

(開催日時)

第1回 平成27年9月17日(木) 15時00分～16時00分

第2回 平成28年2月開催予定

## 2. 主な実習・演習等

(実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針)

実習施設とは実習をとおして日ごろから連絡・調整を行うとともに実際の現場に関する情報交換・収集を行い、卒業後の学生の就職先となるよう検討と依頼を繰り返し実施することを基本方針としている。また、厚生労働省「社会福祉主事養成機関指導要領について」に明記されている基準を満し、実習期間を確実に達成できるための良好な実習契約関係を保持できる実習施設を選定している。

科目名	科目概要	連携企業等
社会福祉現場実習 I	社会福祉現場実習 I は社会福祉主事任用資格取得のための実習である。授業において学んだ知識・技術をとおして利用者理解・施設理解・サービス内容等を修得するものである。そして将来福祉現場において福祉従事者として就業できるよう、各種能力を身につけることを目的としている。	浮間さくら荘、グリーンハイム荒川、亀沢のぞみの家、白寿荘、相模原市立第三陽光園
社会福祉現場実習 II	1年次に実習で励んだその成長を2年次において発揮し、さらに知識・技術の習得に努めるようにしている。あわせて自主性・積極性をもとに広く施設業務の全般を学び、卒業後に備えることを目的としている。	たましろの郷、西東京こどもの発達センターひいらぎ、江戸川光照苑、マッシーテラス、いずみえん

## 3. 教員の研修等

(教員の研修等の基本方針)

良質な専門教育内容を保つためには、教員資質の向上が不可欠である。また、学校には教員の自発的な研鑽活動を支援する責務がある。本校では平成23年3月「教員の自己研鑽促進システム」(SDS)を制定し、このたび「教育内容等の改善のための組織的な研修等」へ内容を改め、企業等との連携のもと「専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」ならびに「授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための研修」を受講させ、教育力の向上に努めることとする。なお、規程には研修・研究への支援を奨励するとともに、その機会を保証し、研究活動の方法、費用補助の方法、成果報告の方法を記載している。

#### 4. 学校関係者評価

(学校関係者評価委員会の全委員の名簿)

平成27年9月1日現在

名 前	所 属
金川 宗正	社会福祉法人敬心福祉会 池袋敬心苑 施設長
肥後 義道	株式会社 東日本福祉経営サービス
松山 慎司	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 専門員
渡邊 大樹	社会医療法人社団正志会 南町田病院 専門職員
小内 仁子	東京都言語聴覚士会 学術局部員
渡辺 祐介	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

(学校関係者評価結果の公表方法)

URL:<http://www.nippku.ac.jp/school/history/>

#### 5. 情報提供

(情報提供の方法)

URL: <http://www.nippku.ac.jp/>

授業科目等の概要

(福祉教育専門課程 社会福祉学科手話通訳コース) 平成27年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			心理学	心理学の3大基礎領域とされる動機づけ・知覚・学習を学ぶことによって人間共通の行動傾向を理解したのち、知能、性格等のパーソナリティ理論、および発達理論により個人差について学ぶ。応用編としては適応の問題を取り上げた後、現場で用いられる可能性の高い心理療法について理論や技法を学ぶ。	1前	30	2	○			○			○	
○			社会福祉概論	私たちの日常生活の中で、近年「社会福祉」と言う言葉がよく使われるようになってきている。この講義では、まず、この「社会福祉」とは何かということからスタートする。特に前期では、歴史的に一部の裕福な人困窮した人にほどこしを行う「慈善」から、より組織的な「社会福祉」という考え方が生まれてきた経過について説明し、人間の生きる権利の保障がどのようになされるようになってきたかを見ていく。そして、今なぜ「社会福祉」なのか、その意義について理解する。考えて行く。人は誰でも幸福に生きて行きたいと願う。しかし、現実には高齢者の孤独、障害者の差別、人権や国籍の違いによる偏見等多くの問題が生じてきている。後期には、それら身の回りの具体的な生活問題・社会問題についてのビデオや記事を用いながら、現状と対応(サービス)について概説する。	1通	60	4	○			○			○	
○			法学	法の機能や役割を学んだ上で、憲法・民法・刑法といった代表的な法の内容を知り、社会生活における法の存在意義を理解することを目的とする。	1前	30	2	○			○			○	





○		社会福祉現場実習Ⅰ	社会福祉現場実習Ⅰは、社会福祉主事任用資格取得のための実習である。授業において学んだ知識・技術をとおして利用者理解・施設理解・サービス内容等を修得するものである。そして将来福祉現場において福祉従事者として就業できるよう、各種能力を身につけることを目的としている。	1後	90	2				○	○							
	○	日本語	学校教育の「国語」で学んだ知識や母語として習得した能力を統合し、一言語としての「日本語」のしくみを理解する。	1前	30	2	○			○								○
	○	聴覚障害者の教育	聴覚障害のある子どもが乳幼児から成人になるまで受ける教育について、特別支援学校（聴覚障害）を中心に説明し、聴覚障害教育の概要について理解することが目的である。また、その教育の中で重要視されている聴覚学習や、コミュニケーションについても併せて説明する。	1後	30	2	○			○								○
	○	社会福祉演習Ⅰ（福祉教育ボランティア論）	手話通訳の基本は社会福祉であることを理解し、社会福祉従事者が身に付けておくべき基本的な態度・心構え・倫理観など幅広く学習する機会としたい。また、ボランティアの持つさまざまな意味合いを探ると共に、聴覚障害者の集会・イベントへ積極的に参加するよう促していきたい。	1通	60	2		○		○								○
	○	手話実技Ⅰ	聴覚障害者講師と手話で日常会話ができることを目標にします。聴覚障害者とのコミュニケーション能力を高め、さまざまな手段で工夫し、伝え合い、会話出来ることを学び、かつ手話の習得に必要な「観る力」「表現できる力」を養っていきます。	1前	60	2		○		○								○

			○ 手話実技Ⅱ	聴覚障害者の表出している手話の基本文法（手話の特徴を整理したもの）を習得することを目指し、手話の表現力及び手話の読み取り能力、さらに手話で伝達する“能力のレベルアップを図ります。	1前	60	2		○	○	○							
			○ 手話実技Ⅲ	手話実技Ⅰ・Ⅱの内容を踏まえ、コミュニケーションとしての手話から通訳へとレベルアップしていくため、手話通訳に必要な基礎技術を学ぶ。また、教材の中から、聴覚障害に対する理解を深めたり、手話通訳についての知識を得られるようにしていきたい。	1後	60	2		○	○	○							
			○ 手話基礎会話Ⅰ	聴覚障害者の手話で対話における留意点を知り、対話がスムーズに出来ることを目標とします。各回ごとに日常生活のなかからテーマを1つ取り上げ、そのテーマに関する手話単語を習得し、聴覚障害者または聴覚障害者のゲストとの対話を通して手話の読み取り理解力と表現力を高めていきます。	1後	30	1		○	○	○							
○			社会福祉行政論	社会福祉の法体系・関係法、実施体制、財政、公私の役割分担について理解する。	2後	30	2	○		○								○

○			老人福祉論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）について理解する。</li> <li>・高齢者福祉制度の発展過程について理解する。</li> <li>・介護の概念や対象及びその理念等について理解する。</li> <li>・介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する。</li> <li>・終末期ケアの在り方（人間観や倫理を含む。）について理解する。</li> <li>・相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法律制度について理解する。</li> </ul>	2通	60	4	○			○			○
○			障害者福祉論	<p>①障害者個人の尊厳が重んじられ、処遇が保障される社会を築き上げるための法律、福祉サービス制度、相談援助のあり方、援助技術等を学ぶ。</p> <p>②障害者福祉にたずさわっていく専門員として、今後の課題や問題解決にむけた取り組みに対応できる資質の向上をめざす。</p>	2通	60	4	○			○			○
○			児童福祉論	<p>①児童が等しく平等のもとに個人の尊厳が重んじられ、自己実現できる社会を築き上げるための法律、福祉サービス制度、相談援助のあり方、援助技術等を学ぶ。</p> <p>②児童福祉にたずさわっていく専門員として、今後の課題や問題解決にむけた取り組みに対応できる資質の向上をめざす。</p>	2前	30	2	○			○			○
○			地域福祉論	<p>地域福祉の基本的な考え方、地域福祉を推進する様々な組織・団体、地域福祉の現状と課題を理解する。地域福祉が、住民主体を基本とする地域社会をベースにしたサービス・ケアのシステムであること、また地域住民はサービスの受け手であると同時に、サービスの創出と提供の担い手でもあることを学ぶ。</p>	2前	30	2	○			○			○

○			社会福祉援助 技術演習	援助者としての基本姿勢を、疑似体験等を通し、より実践に近い状態から学習する。また、それぞれが抱えるニーズの理解・とらえ方、そのニーズの解決方法ならびに社会資源の活用方法等についても学習する。	2 通	60	2		○	○	○							
○			福祉事務所運 営論	福祉事務所制度が創設されて半世紀を越えた。急速に進んだ少子高齢化、増大する失業者や不安定な雇用状況など福祉を取り巻く環境が多様化し、福祉事務所運営のあり方が問われている。福祉行政に関する動向、諸制度を学び、理解することに加えて福祉事務所の抱える課題やあり方について共に考えていく。	2 後	30	2	○		○								○
○			社会福祉施設 経営論	社会福祉主事として、幅広く福祉サービス全体の仕事にかかわっていくために、福祉サービスの組織の目的や事業のあるべき姿、組織の目指すべき理念や使命と、それを実現するための手段、そして財政を維持していく方法について学ぶ。	2 通	60	4	○		○								○
○			保健体育・レ クリエーショ ン	保健体育及びレクリエーションの基本的意味と、レクリエーションが人間の生活と社会のあり方にどのように関わっているのかを理解し、レクリエーションの発展について、指導法を含めた実践的な展開技術を習得する。また、福祉領域でのレクリエーションの考え方について、その理論を展開する。	2 通	60	4	○		○								○
○			社会福祉現場 実習指導Ⅱ	実習報告とその反省的考察、グループ討論などを通じて、社会福祉現場への理解を深める。	2 前	30	1		○	○								○



			○ 手話通訳実技 I	手話通訳には、音声語を聞いて手話に変換する聞き取り通訳と、手話を見て音声語に変換する読み取り通訳とがある。この授業では、聞き取り通訳技術の習得を目指し、レベルアップのための課題をつかむ。	2通	60	2		○	○	○						
			○ 手話通訳実技 II	手話通訳には、音声語を聞いて手話に変換する聞き取り通訳と、手話を見て音声語に変換する読み取り通訳とがある。この授業では、読み取り通訳技術の習得を目指す。ろう者の語りから、当時の社会状況、暮らし等、取り巻く環境についても考察できるようにする。	2通	60	2		○	○	○						
			○ 手話基礎会話 II	前期は1WSの後期実施の手話通訳基礎会話 I をさらに深めるべく、ろう者ゲストとの手話会話で基本的なルールを理解し読み取り理解力と手話表現力を高め、また各回テーマごとにろう者の置かれている生活・文化等が直に学べるようやっています。後期は、(ろう講師)手話会話によって、ろう者とのコミュニケーションルールを理解して、手話によるコミュニケーション能力を高めていきます。そして、手話でのコミュニケーション・ストラテジーについても学んでいきます。社会におけるろう者との接触に生かしてもらうことを目標とします。	2通	60	2		○	○	○						
			○ 手話通訳事例研究	基本過程で学んだ通訳能力や通訳の基本技術全体のレベルアップを目指す。事例研究、ロールプレイを通して多様な対象者に対する的確な通訳援助ができる通訳者としての姿勢や資質を学ぶ。	2後	30	2	○		○							○
			○ 手話通訳実習	聴覚障害者関係機関である手話通訳派遣事業所・聴覚障害者情報提供施設・聴覚障害者団体等での実習を通して、聴覚障害者が社会参加を行う上で必要とされる情報保障のありようを学ぶとともに、聴覚障害理解について社会への啓発の実際を知る。	2前	45	1			○	○						

			○ 手話実習指導	手話通訳実習の意義を理解し、実習生としての心構えを養う場としたい。社会福祉に対する理解を深め、同時に、職業倫理も理解しながら社会福祉専門職としての自覚を促す。聴覚障害者に関わる様々な機関を理解して、情報保障のありようを学ぶ。	2 前	30	1			○	○	○						
合計				4 1 科目	1 8 1 5 単位時間													

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
学則で定められた必修科目を履修しかつ所定の時間数を履修すること。	1 学年の学期区分	2 期
	1 学期の授業期間	1 5 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

## 職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地				
日本福祉教育専門学校		昭和61年4月1日	久門 道利		〒169-0075 東京都新宿区高田馬場二丁目16番3号 (電話) 03-3205-1611				
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地				
学校法人敬心学園		昭和61年3月31日	小林 光俊		〒169-0075 東京都新宿区高田馬場一丁目32番15 (電話) 03-3207-5311				
目的	本学科は社会福祉主事を養成するにあたり、厚生労働省の指針に基づき教育課程を編成している。卒業後、福祉現場で専門職として活躍するためには単に専門性の高い知識や技術の習得だけではなく、業界が求める専門性や人材ニーズに応えるための教育の実践が必要である。そこで、教育理念の「修学実践」に基づき、実践力を高める教育として現場実習に重点を置き、時代の変化に即し高度の専門能力を備えた人材を育成する。								
分野	課程名		学科名		専門士		高度専門士		
教育・社会福祉	福祉教育専門課程		社会福祉学科 (音楽療法コース)		平成7年文部科学大臣告示第7号		-		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技		
	2年							昼間	1815
単位時間									
生徒総定員		生徒実員		専任教員数		兼任教員数		総教員数	
70人		28人		5人		29人		34人	
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 S(90～100)、A(80～89)、 B(70～79)、C(60～69) D(0～59) S/A/B/C…合格 D…不合格				
長期休み	■学年始め: 4月1日 ■夏季: 8月6日～9月24日 ■冬季: 12月24日～1月6日 ■学年末: 2月6日～3月31日			卒業・進級条件	学則で定められた必修科目を履修しかつ所定の時間数を履修すること。				
生徒指導	■クラス担任制: 有 ■長期欠席者への指導等の対応 担任から学生本人に連絡ならびに保護者への連絡を行う。			課外活動	■課外活動の種類 ボランティア ■サークル活動: 有				
就職等の状況	■主な就職先、業界等 永明会 いなぎ苑、カメラア会 特別養護老人ホーム カメラア 他			主な資格・検定等	社会福祉主事任用資格 学校認定音楽療法士 介護職員初任者研修課程				
	■就職率 <sup>※1</sup> : 100%								
	■卒業者に占める就職者の割合 <sup>※2</sup> : 100%								
	■その他								
(平成26年度卒業者に関する平成27年7月31日時点の情報)									

中途退学 の現状	<b>■中途退学者</b> 4名 平成26年4月1日 在学者 28名 (平成26年4月1日 入学者を含む) 平成27年3月31日 在学者 24名 (平成27年3月31日 卒業者を含む)	<b>■中退率</b> 14.3%
	<b>■中途退学の主な理由</b> ①経済的理由 ②体調不良	
	<b>■中退防止のための取組</b> ①本校独自の奨学金制度や特待生制度を設け、経済的理由から生じる中退の防止に努めている。 ②中途退学の理由を全教職員で情報共有し、中途退学に繋がるような前兆を事前に察知する。経済的理由であれば経理課・奨学金担当、体調不良であれば学生相談室が早急に対応	
ホームページ	URL: <a href="http://www.nippku.ac.jp/">http://www.nippku.ac.jp/</a>	

※1「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」の定義による。

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものとす。

②「就職率」における「就職者」とは、正規の職員(1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいう。

③「就職率」における「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まない。

(「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等としている。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除いている。)

※2「学校基本調査」の定義による。

全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいう。

「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしない(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う。)

## 1. 教育課程の編成

(教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針)

本校の教育の基本は、常に臨床家として真摯に利用者やその関係者に向かい合うことができる人材育成にある。本校は社会福祉主事を養成するにあたり、厚生労働省で定められた教育課程を編成して授業を行っている。さらに、専門職はある一定の知識と技術の体系を保有・維持しなければ活動することができないという方針のもと、国の福祉政策の方向性、業界における人材の専門性に関する動向、新たに必要となるスキル等、企業等の要請等を十分に活用するために、本校が企業等と連携して、国家資格を取得するだけでなく実践的かつ専門的な教育課程を組織的に構築する。

(教育課程編成委員会等の全委員の名簿)

平成27年9月1日現在

名 前	所 属
金川 宗正	社会福祉法人敬心福祉会 池袋敬心苑 施設長
肥後 義道	株式会社 東日本福祉経営サービス
松山 慎司	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 専門員
渡邊 大樹	社会医療法人社団正志会 南町田病院 専門職員
小内 仁子	東京都言語聴覚士会 学術局部員
渡辺 祐介	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
山田 幸一	日本福祉教育専門学校 副校長

(開催日時)

第1回 平成27年9月17日(木) 15時00分～16時00分

第2回 平成28年2月開催予定

## 2. 主な実習・演習等

(実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針)

実習施設とは実習をとおして日ごろから連絡・調整を行うとともに実際の現場に関する情報交換・収集を行い、卒業後の学生の就職先となるよう検討と依頼を繰り返し実施することを基本方針としている。また、厚生労働省「社会福祉主事養成機関指導要領について」に明記されている基準を満し、実習期間を確実に達成できるための良好な実習契約関係を保持できる実習施設を選定している。

科目名	科目概要	連携企業等
社会福祉現場実習 I	社会福祉現場実習 I は社会福祉主事任用資格取得のための実習である。授業において学んだ知識・技術をとおして利用者理解・施設理解・サービス内容等を修得するものである。そして将来福祉現場において福祉従事者として就業できるよう、各種能力を身につけることを目的としている。	浮間さくら荘、グリーンハイム荒川、亀沢のぞみの家、白寿荘、相模原市立第三陽光園
社会福祉現場実習 II	1年次に実習で励んだその成長を2年次において発揮し、さらに知識・技術の習得に努めるようにしている。あわせて自主性・積極性をもとに広く施設業務の全般を学び、卒業後に備えることを目的としている。	たましろの郷、西東京こどもの発達センターひいらぎ、江戸川光照苑、マッシーテラス、いずみえん

## 3. 教員の研修等

(教員の研修等の基本方針)

良質な専門教育内容を保つためには、教員資質の向上が不可欠である。また、学校には教員の自発的な研鑽活動を支援する責務がある。本校では平成23年3月「教員の自己研鑽促進システム」(SDS)を制定し、このたび「教育内容等の改善のための組織的な研修等」へ内容を改め、企業等との連携のもと「専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」ならびに「授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための研修」を受講させ、教育力の向上に努めることとする。なお、規程には研修・研究への支援を奨励するとともに、その機会を保証し、研究活動の方法、費用補助の方法、成果報告の方法を記載している。

#### 4. 学校関係者評価

(学校関係者評価委員会の全委員の名簿)

平成27年9月1日現在

名 前	所 属
金川 宗正	社会福祉法人敬心福祉会 池袋敬心苑 施設長
肥後 義道	株式会社 東日本福祉経営サービス
松山 慎司	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 専門員
渡邊 大樹	社会医療法人社団正志会 南町田病院 専門職員
小内 仁子	東京都言語聴覚士会 学術局部員
渡辺 祐介	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

(学校関係者評価結果の公表方法)

URL:<http://www.nippku.ac.jp/school/history/>

#### 5. 情報提供

(情報提供の方法)

URL: <http://www.nippku.ac.jp/>

授業科目等の概要

(福祉教育専門課程 社会福祉学科音楽療法コース) 平成27年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			心理学	心理学の3大基礎領域とされる動機づけ・知覚・学習を学ぶことによって人間共通の行動傾向を理解したのち、知能、性格等のパーソナリティ理論、および発達理論により個人差について学ぶ。応用編としては適応の問題を取り上げた後、現場で用いられる可能性の高い心理療法について理論や技法を学ぶ。	1前	30	2	○			○			○		
○			社会福祉概論	私たちの日常生活の中で、近年「社会福祉」と言う言葉がよく使われるようになってきている。この講義では、まず、この「社会福祉」とは何かということからスタートする。特に前期では、歴史的に一部の裕福な人困窮した人にほどこしを行う「慈善」から、より組織的な「社会福祉」という考え方が生まれてきた経過について説明し、人間の生きる権利の保障がどのようになされるようになってきたかを見ていく。そして、今なぜ「社会福祉」なのか、その意義について理解する。考えて行く。人は誰でも幸福に生きて行きたいと願う。しかし、現実には高齢者の孤独、障害者の差別、人権や国籍の違いによる偏見等多くの問題が生じてきている。後期には、それら身の回りの具体的な生活問題・社会問題についてのビデオや記事を用いながら、現状と対応(サービス)について概説する。	1通	60	4	○			○				○	
○			法学	法の機能や役割を学んだ上で、憲法・民法・刑法といった代表的な法の内容を知り、社会生活における法の存在意義を理解することを目的とする。	1前	30	2	○			○				○	





○		社会福祉現場実習 I	社会福祉現場実習 I は、社会福祉主事任用資格取得のための実習である。授業において学んだ知識・技術をとおして利用者理解・施設理解・サービス内容等を修得するものである。そして将来福祉現場において福祉従事者として就業できるよう、各種能力を身につけることを目的としている。	1 後	90	2				○	○							
	○	ピアノ	歌の伴奏として各々生徒にあった能力の中で伴奏付（コード）をつけられた演奏ができるように指導していきたい。また、やさしいピアノ曲から高度なピアノ曲までの中で各々の生徒にあわせたレッスンをしていきたい、1曲のまとめ方の指導をしていきたい。	1 前	30	1			○	○								
	○	ギター	ギターの基本的な構造や扱い方を知り、基礎的な演奏に慣れることを目指す。ギターの演奏に興味を持つきっかけなり、臨床現場におけるギターならではの特性や使用方法を知る。ギターを用いて作曲された音楽やクラシック音楽とは違う流れを持つその歴史を知る。和音や律動の特徴などを踏まえた上で、古今東西、多くの若者を魅了してきたギターの本質に迫る。	1 後	30	1			○	○								
	○	音楽通論	①楽譜の読み方や書き方について習熟すること ②楽曲の構成要素－音階・key・コードについての基礎的な知識を得ること ③音そのものの性質を知ること ④楽器についての基礎的な知識をえること	1 前	30	2	○			○	○							
	○	音楽療法概論	音楽療法の歴史、治療道具としての音楽の性質、音楽療法の実践現場と対象者、実践と評価の方法などについての概略を学び、音楽療法の全体像を捉える。	1 前	30	2	○			○	○							

			○ 音楽療法演習	模擬セッションの体験を通じて、また、体験を言語化する作業を通じて、音楽療法の実践的な技術を向上させるとともに、自分自身について、他者との関係性について理解することを目指す。	1通	60	2		○	○	○								
			○ 音楽療法の理論と技法 I	音楽療法には様々な理論・技法がある。この講義では、現場で音楽療法を実践する複数の音楽療法士を招き、様々な現場での多様な方法論に触れることにより、音楽療法の多様性と、現場のニーズについて理解する。	1後	30	2		○		○								
			○ 歌唱伴奏法 I	一般的に、歌唱と伴奏というと、歌とカラオケのような二者関係の出来事と捉えられやすいが、臨床的には、対象者とセラピストと音楽と言う三者が響き合い、刻々と変化するなかで創造される。したがって音楽も一定、一方的なものではなくなると言うことに気がついていって欲しい。セッションの流れや、対象者の様子、感情などを洞察しながら、どのような音楽提供の方法があるかを考えられるようにしてゆく。	1後	30	1			○	○								
			○ 日本の音楽 (芸能論)	日本音楽史の概要に触れ、その中でも特に明治時代から現代に至る、日本のポピュラー音楽の変遷について学ぶ。成人や高齢者の現場に欠かせない、唱歌・童謡・軍歌・民謡・演歌・歌謡曲などの作詞作曲者や歌手、時代背景について学ぶと共に、外来音楽の影響や日本人特有の音感覚についても理解を深める。また、流行歌の持つ社会的機能について考察し、音楽療法における治療的価値について考える為の端緒としたい。	1後	30	2		○	○		○							
			○ 打楽器パフォーマンス	打楽器を実際に演奏することにより、様々な地域的な背景を持ったリズムパターンなど一つ一つを体感しながら紐解いてゆくことは、実際の人々の生活と音楽の係わり合いを知ることもなると考えられる。人間の根底に流れる「リズム感」を体感し、音楽療法における打楽器の即興音楽的使用法も含めより実践的に探るものである。	1前	30	1			○	○								



○			障害者福祉論	<p>①障害者個人の尊厳が重んじられ、処遇が保障される社会を築き上げるための法律、福祉サービス制度、相談援助のあり方、援助技術等を学ぶ。</p> <p>②障害者福祉にたずさわっていく専門員として、今後の課題や問題解決にむけた取り組みに対応できる資質の向上をめざす。</p>	2通	60	4	○			○								
○			児童福祉論	<p>①児童が等しく平等のもとに個人の尊厳が重んじられ、自己実現できる社会を築き上げるための法律、福祉サービス制度、相談援助のあり方、援助技術等を学ぶ。</p> <p>②児童福祉にたずさわっていく専門員として、今後の課題や問題解決にむけた取り組みに対応できる資質の向上をめざす。</p>	2前	30	2	○			○								
○			地域福祉論	<p>地域福祉の基本的な考え方、地域福祉を推進する様々な組織・団体、地域福祉の現状と課題を理解する。地域福祉が、住民主体を基本とする地域社会をベースにしたサービス・ケアのシステムであること、また地域住民はサービスの受け手であると同時に、サービスの創出と提供の担い手でもあることを学ぶ。</p>	2前	30	2	○			○								
○			社会福祉援助技術演習	<p>援助者としての基本姿勢を、疑似体験等を通し、より実践に近い状態から学習する。また、それぞれが抱えるニーズの理解・とらえ方、そのニーズの解決方法ならびに社会資源の活用方法等についても学習する。</p>	2通	60	2	○			○								
○			福祉事務所運営論	<p>福祉事務所制度が創設されて半世紀を越えた。急速に進んだ少子高齢化、増大する失業者や不安定な雇用状況など福祉を取り巻く環境が多様化し、福祉事務所運営のあり方が問われている。</p> <p>福祉行政に関する動向、諸制度を学び、理解することに加えて福祉事務所の抱える課題やあり方について共に考えていく。</p>	2後	30	2	○			○								

○			社会福祉施設 経営論	社会福祉主事として、幅広く福祉サービス 全体の仕事にかかわっていくために、福祉 サービスの組織の目的や事業のあるべき 姿、組織の目指すべき理念や使命と、それ を実現するための手段、そして財政を維持 していく方法について学ぶ。	2 通	60	4	○			○									
○			保健体育・レ クリエーション	保健体育及びレクリエーションの基本的意 味と、レクリエーションが人間の生活と社 会のあり方にどのように関わっているのか を理解し、レクリエーションの発展につ いて、指導法を含めた実践的な展開技術 を習得する。また、福祉領域でのレクリ エーションの考え方について、その理論 を展開する。	2 通	60	4	○			○									
○			社会福祉現場 実習指導Ⅱ	実習報告とその反省的考察、グループ討 論などを通じて、社会福祉現場への理解 を深める。	2 前	30	1			○		○								
○			社会福祉現場 実習Ⅱ	1年次に実習で励んだその成長を2年次 において発揮し、さらに知識・技術の習 得に努めるようにしている。あわせて自 主性・積極性をもとに広く施設業務の 全般を学び卒業後に備える事を目的と している。	2 前	90	2				○		○							
	○		歌唱伴奏法Ⅱ	歌唱伴奏法Ⅰで取得し技術・知識を踏 まえセッションの流れや、対象者の様子 、感情などを観察しながら音楽提供の シュミレーションを行う。お互いの音楽 提供の仕方を聞きあいながら効果的な 面、逆効果的になってしまう面に気が つけるおうにしておく。	2 通	60	2			○		○								

		○ 音楽療法の理論と技法Ⅱ	音楽療法には様々な理論・技法がある。この講義では、現場で音楽療法を実践する複数の音楽療法士を招き、様々な現場での多様な方法論に触れることにより、音楽療法の多様性と、現場のニーズについて理解する。	2前	30	2	○				○		○	○
		○ 音楽療法原著講読	音楽療法の最新の研究成果にふれ、音楽療法研究の方法について学ぶ。	2後	30	2	○				○		○	
		○ アンサンブル	各自がこれまでに培ってきた演奏技術をもとにプランをたて、コンサートを実施することにより、さらなる演奏技術の向上とともに、共演者間・聞き手とのコミュニケーションを通じて、豊かな音楽体験を得ることを目的とする。	2後	30	1				○		○		○
		○ 音楽療法事例研究	実習で体験した事例を事例研究としてまとめ、発表することで、具体的ケースを通しての音楽療法の理論的、実践的理解を深めることをねらいとする。	2後	30	2	○				○		○	
		○ 作曲・編曲	対象者や活動内容に合わせて楽曲をアレンジしたり、オリジナル曲を作る際に役立つ技術を身に付けます。	2前	30	2	○				○		○	

		○ 世界の音楽	世界のポピュラー音楽と民族音楽学について学ぶ。世界の諸民族の音楽文化について学ぶことを通じて、西洋音楽とは異なる様々な音楽的アイディアに触れ、音楽に対する柔軟で幅広い感性を養うとともに、人々が音楽を用いてどのように互いのコミュニケーションを豊かにしてきたか、音楽が社会の中でどのように必要とされてきたかを考察する。	2 前	30	2	○			○		○		
		○ 音楽療法現場 実習指導	実習での学びをサポートする為の時間とする。	2 前	30	1			○		○		○	
		○ 音楽療法現場 実習Ⅱ	実習での学びをサポートする為の時間とする。施設・病院及び地域の福祉現場などにおいて、音楽療法の実践をすることにより、音楽療法の視点で総合的に対象者を援助する技術・姿勢・態度を養い、療法的音楽技術と知識を活用する能力を養う。参加者一人一人の個性を尊重し、大切な命と向き合うことの重要性を、体験を通じて理解する。	2 通	45	1				○		○		
合計			4 4 科目										1 8 1 5 単位時間	

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
学則で定められた必修科目を履修しかつ所定の時間数を履修すること。	1 学年の学期区分	2 期
	1 学期の授業期間	1 5 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。